

○秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成8年12月24日

条例第23号

改正 平成10年3月27日 条例第10号

平成18年9月11日 条例第33号

平成19年8月29日 条例第17号

平成29年11月15日 条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 児童 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者

イ 20歳未満の者で、規則で定める障害の状態にあるもの

ウ 20歳未満の者で、規則で定める学校に在学しているもの

(2) ひとり親家庭 次のアからオまでのいずれかに該当する児童(その者が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を養護する家庭をいう。

ア 父又は母が死亡した児童

イ 父母が婚姻を解消した児童

ウ 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準じる状態にある児童で、規則で定めるもの

(3) 養育している者 次のア又はイのいずれかに該当する児童と同居して、これを養護し、かつ、その生計を主として維持する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親以外のものをいう。

ア 父及び母が死亡した児童

イ 父及び母が養護しない前号アからオまでに掲げる児童

2 この条例における「父」には、母が児童を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者、加入者、組合員又はこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育している者及びその者が扶養する前条第1項第3号に規定する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する者

(2) 児童福祉法の規定による措置により医療を受給している者

(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

(平10条例10・平18条例33・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育している者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにそのひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平29条例22・一部改正)

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成の額は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定によりひとり親等が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成費」という。）とする。

- (1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額
- (2) 医療保険各法の規定により定めた定款等で、払戻金、附加給付金その他これに相当するものが支給されている場合は、その額
- (3) 他の法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合は、その額
（平10条例10・一部改正・追加、平19条例17・一部改正）

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、ひとり親等に対し、助成費を支給するものとする。

（医療証の申請等）

第7条 ひとり親等は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、対象者であることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。

（届出の義務）

第8条 医療証の交付を受けた者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた者は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定める事項を毎年市長に届け出なければならない。

（貸与等の禁止）

第9条 医療証の交付を受けた者は、医療証を他人に貸与し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、第三者の行為により生じた対象者の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

（助成費の返還）

第11条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（公簿による確認等）

第12条 市長は、この条例による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に秦野市ひとり親家庭等医療費助成要綱（平成4年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に要綱の規定により交付された医療証は、第7条の規定により交付された医療証とみなす。

附 則（平成10年3月27日条例第10号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成10年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第1条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項各号列記以外の部分の改正規定（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（以下「改正後のひとり親家庭等条例」という。）第5条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 改正後のひとり親家庭等条例第5条第1号の規定 施行日以後に行われた医療について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費助成については適用しない。

(2) 改正後のひとり親家庭等条例第5条第2号及び第3号の規定 施行日以後に行われた医療について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費助成についてはなお従前の例による。

(経過措置)

4 施行日前から引き続き医療費の助成を受けることができる者に対し、施行日から平成11年3月31日までに行われた医療については、改正後のひとり親家庭等条例第5条第1号及び改正後の重度障害者条例第4条第1号の規定は、次のとおりとする。

(1) 医療保険各法又は老人保健法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額の2分の1に相当する額

附 則(平成18年9月11日条例第33号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年8月29日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月15日条例第22号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。